

2026 年第 2 號法律公告

《2026 年海魚養殖 (修訂) 規例》

(由行政長官會同行政會議根據《海魚養殖條例》(第 353 章) 第 22 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2026 年 1 月 15 日起實施。

2. 修訂《海魚養殖規例》

《海魚養殖規例》(第 353 章，附屬法例 A) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 加入第 10E 條

在第 11 條之前——

加入

“10E. 無須就 2026 年 1 月 15 日至 2027 年 1 月 14 日期間批牌或續牌而繳付費用

(1) 儘管有第 10(1) 條的規定，凡批出或經續期的牌照在 2026 年 1 月 15 日至 2027 年 1 月 14 日 (包括該兩日) 期間內生效，則無須就批出該牌照或該項續期繳付費用。

(2) 本條在 2027 年 1 月 14 日午夜失效。”。

《2026 年海魚養殖 (修訂) 規例》

2026 年第 2 號法律公告
B16

行政會議秘書
陳尚敏

行政會議廳

2025 年 12 月 2 日

註釋

本規例修訂《海魚養殖規例》(第 353 章，附屬法例 A)，訂定凡有人持有牌照在魚類養殖區內從事魚類養殖，而該牌照經批出或續期後在 2026 年 1 月 15 日至 2027 年 1 月 14 日 (包括該兩日) 期間內生效，該人無須就該項批出或續期繳付費用。